

文化審議会答申「文化を大切にする社会の構築について」(抄)

1. 社会全体で文化振興に取り組む

(7) 著作権制度の整備

文化的な創作活動を促進するとともに、その所産の公正・円滑な利用を図るため、情報化の進展や国際的動向なども踏まえ、知的財産権の一つとして重要性が高まりつつある著作権について、法制の整備を更に進める（例えば、国際的にも検討が進められている実演家・放送事業者の権利の拡充など）とともに、権利者・利用者間の契約システムの構築を促進し、著作権の保護や適切な契約の習慣が、広く多くの人々に受容される状況を作っていく必要があります。

また、著作権に関する知識と意識を高めていくための施策の充実を図り、著作権の普及・啓発を図ることも重要です。